

事業報告書				
医療法人番号	160			
報告期間	自	令和4年4月1日		
	至	令和5年3月31日		
1 事業報告書の概要				
(1) 名称	名称	医療法人 至連会	分類①から③のそれぞれの項目（③は社団のみ。）について、該当するものをリストから選択すること。（会計年度内に変更があった場合は変更後。） 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。	
	分類①	社団（出資持分なし）		
	分類②	その他		
	分類③	基金制度採用		
	(2) 事務所の所在地	都道府県		福井県
		市区町村		あわら市
		町名・番地		北金津第57号25番地
		建物名		
	(3) 設立認可年月日	従たる事務所の記載はこちら 平成7年3月31日		
	(4) 設立登記年月日	平成7年3月31日		
(5) 理事長の氏名	姓	木村		
	名	洋平		
役員及び評議員の人数	8			
役員及び評議員	記載はこちら			
2 事業の概要				
(1-1) 本来業務（病院、診療所）	記載はこちら			
(1-2) 本来業務（介護老人保健施設、介護医療院）	記載はこちら			
(2) 附帯業務	記載はこちら			
(3) 収益業務	記載はこちら			
(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項	記載はこちら			
(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債	記載はこちら			
(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債	記載はこちら			
(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設	記載はこちら			
(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容	記載はこちら			
(9) その他	記載はこちら			
		(5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。		
		全ての指定内容について記載しても差し支えない。		
		当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。（任意）		

事業報告書			
1-(5) 役員及び評議員			
役職	姓	名	備考
理事	木村	洋平	木村病院管理者
理事	吉川	久則	
理事	山口	明夫	
理事	勝野	義人	
理事	木村	加奈子	介護老人保健施設ナイスケア木村管理者
理事	山口	透	
監事	勝木	健俊	
監事	松木	幹夫	

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照）

様式 2

法人名 医療法人 至捷会

※医療法人整理番号

160

所在地 福井県あわら市北金津第57号25番地

財 産 目 録

(令和5年3月31日現在)

1. 資 産 額	3,962,273 千円
2. 負 債 額	810,193 千円
3. 純 資 産 額	3,152,080 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	2,077,400
B 固 定 資 産	1,884,873
C 資 産 合 計 (A+B)	3,962,273
D 負 債 合 計	810,193
E 純 資 産 (C-D)	3,152,080

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

貸借対照表
令和5年3月31日 現在

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	2,077,400	I 流動負債	295,923
現金及び預金	1,571,888	支払手形	0
事業未収金	380,938	買掛金	121,691
たな卸資産	19,081	短期借入金	85,263
前払費用	37,409	未払金	0
貸倒引当金	-2,200	未払費用	53,850
その他の流動資産	70,284	未払法人税等	23,190
		未払消費税等	1,556
		預り金	10,203
		その他の流動負債	170
II 固定資産	1,884,872	II 固定負債	514,269
1 有形固定資産	1,835,524	長期借入金	497,170
建物	1,493,170	その他の固定負債	17,099
構築物	10,532		
医療用器械備品	24,629		
その他の器械備品	25,577		
車両及び船舶	4,063		
土地	259,534		
一括償却資産	915		
その他の有形固定資産	17,104		
		負債合計	810,192
		純資産の部	
		科目	金額
2 無形固定資産	28,779	I 基金	98,000
借地権	20,397	II 積立金	3,054,080
ソフトウェア	5,987	代替基金	
その他の無形固定資産	2,395	繰越利益積立金	3,054,080
3 その他の資産	20,569	その他積立金	
有価証券	10,000	III 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	10,127	その他有価証券評価差額金	
繰延税金資産	442	繰延ヘッジ損益	
		純資産合計	3,152,080
資産合計	3,962,272	負債・純資産合計	3,962,272

(注) 1. 表中の固定された勘定科目については、変更しないこと。
2. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

法人名 医療法人 至捷会

医療法人整理番号 160

所在地 福井県あわら市北金津第57号25番地

損 益 計 算 書

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

(単位：千円)

科目		金 額	
I	事業損益		
A	本来業務事業損益		
	1 事業収益		2,659,265
	2 事業費用		
	(1) 事業費	2,653,978	
	(2) 本部費		2,653,978
	本来業務事業利益		5,287
B	附帯業務事業損益		
	1 事業収益		22,009
	2 事業費用		21,076
	附帯業務事業利益		933
C	収益業務事業損益		
	1 事業収益		0
	2 事業費用		0
	収益業務事業利益		0
	事業利益		6,220
II	事業外収益		
	受取利息	25	
	その他の事業外収益	261,500	261,525
III	事業外費用		
	支払利息	9,459	
	その他の事業外費用	0	9,459
	経常利益		258,286
IV	特別利益		
	固定資産売却益	319	
	その他の特別利益	0	319
V	特別損失		
	固定資産売却損	0	
	その他の特別損失	79,079	79,079
	税引前当期純利益		179,526
	法人税・住民税及び事業税	51,713	
	法人税等調整額	0	51,713
	当期純利益		127,813

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること（自動表示）。
 2. 表中の勘定科目については、変更しないこと。
 3. 表中の選択可能な勘定科目については、プルダウンにより適切な勘定科目を選択すること。
 リストにない勘定科目がある場合は、リスト中の「その他〇〇」を選択すること。

様式5

法人名 医療法人 至徳会

所在地 福井県あわら市北金津第57号25番地

※医療法人整理番号

160

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 至捷会

理事長 木村 洋平 殿

私（注1）は、医療法人至捷会の令和4会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実はありません。

令和 5 年 5 月 26 日

医療法人 至捷会

監事 松木 幹夫

監事 藤木 健俊

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。